

再審請求事件の審理状況等の調査報告について

平成6年12月14日刑二第401号高等裁判所
長官，地方，家庭裁判所長あて刑事局長，家庭局
長通達

執務の参考のため必要ですから，標記の審理状況等について下記により調査し，その結果を報告してください。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

- 1 調査の対象
再審請求事件（即時抗告等不服申立事件を除く。）で，平成7年1月1日以降終了したもの
- 2 調査の事項及び方法
別紙様式の調査票に記載の事項を調査し，その結果を調査票に記入する。
- 3 報告の方法
結果を記入した調査票を，平成6年11月25日付け最高裁判一第379号刑事局長，家庭局長通達「刑事事件の事件報告について」に基づく結果報告と併せて，高等裁判所を経由することなく，刑事局長あてに直接送付して報告する（送付書不要。ファクシミリ可）。

付 記

- 1 この通達は，平成7年1月1日から実施する。
- 2 平成元年9月29日付け最高裁判二第181号刑事局長，家庭局長通達「再審請求事件の審理状況等の調査報告について」は，平成6年12月31日限り，廃止する。
- 3 平成6年12月31日までに終了した事件の報告については，なお従前の例による。

(別紙様式)

調 査 票

1 原裁判(略式, 通常) (平成 年 月 日確定)

	第一審, 略 式	控 訴 審	上 告 審
裁 判 所			
裁判年月日			
主 文			

2 再審請求手続における弁護人

☐有 (再審請求時に ☐有 ☐無) ☐無

3 意見陳述の機会

(1) 事実の取調べがあった場合

☐事実の取調べ前に機会を与えた。

☐本人 (☐意見書提出 ☐口頭陳述 ☐なし)
☐弁護人 (☐意見書提出 ☐口頭陳述 ☐なし)
☐検察官 (☐意見書提出 ☐口頭陳述 ☐なし)
☐その他 () (☐意見書提出 ☐口頭陳述 ☐なし)

☐事実の取調べ後に機会を与えた。

☐本人 (☐意見書提出 ☐口頭陳述 ☐なし)
☐弁護人 (☐意見書提出 ☐口頭陳述 ☐なし)
☐検察官 (☐意見書提出 ☐口頭陳述 ☐なし)
☐その他 () (☐意見書提出 ☐口頭陳述 ☐なし)

(2) 事実の取調べがなかった場合

☐本人 (☐意見書提出 ☐口頭陳述 ☐なし)
☐弁護人 (☐意見書提出 ☐口頭陳述 ☐なし)
☐検察官 (☐意見書提出 ☐口頭陳述 ☐なし)
☐その他 () (☐意見書提出 ☐口頭陳述 ☐なし)

4 事実の取調べ

☐証人の取調べ 人

(うち ☐本人側の申出 人 ☐検察官の申出 人 ☐双方の申出 人)

立会い又は尋問の機会を与えられた者

☐有 (人) (☐本人 ☐弁護人 ☐検察官 ☐その他の請求人)

- ☐無
☐不明
☐本人に対する質問 回
 立会い又は質問の機会を与えられた者
☐有 (回) (☐弁護人 ☐検察官 ☐その他の請求人)
☐無
☐不明
☐検証 回
 (うち ☐本人側の申出 回 ☐検察官の申出 回 ☐双方の申出 回)
 立会いの機会を与えられた者
☐有 (回) (☐本人 ☐弁護人 ☐検察官 ☐その他の請求人)
☐無
☐不明
☐鑑定
 (1) 当事者からの鑑定書の提出
☐有 本人側 部 検察官 部
☐無
 (2) 裁判所における鑑定
 ア 申出
☐有 本人側 回 検察官 回
☐無
 イ 命令
☐有 回
 (うち ☐本人側の申出 回 ☐検察官の申出 回 ☐双方の申出 回)
 (☐書面による報告 ☐口頭による報告) ()
☐無
☐その他の事実の取調べ

5 決定日の告知

- ☐有 (決定日の 日前) (☐書面による告知 ☐口頭による告知)
☐無

6 原裁判記録等の取寄せ

- (1) 記録 (書証を含む)
 検察庁への記録取寄せ依頼

(注)

- 1 この調査票は、再審請求手続（取下げを含むが、即時抗告等不服申立て及び再審公判手続を含まない。）について記載する。記載に当たっては、該当する項目の□にレを付する。
- 2 本人とは、有罪の言渡しを受けた者をいう。
- 3 「原裁判」
「主文」には、主刑及び執行猶予の期間を記載すれば足りる。
- 4 「意見陳述の機会」
意見陳述の機会が事実の取調べの前後に与えられた場合には、双方に記載する。
- 5 「事実の取調べ」
 - (1) 「証人の取調べ」については、取り調べた証人の延べ人員を記載する。証人の取調べの際に立会い又は尋問の機会を与えられた者がある場合には、「（ 人）」に、何人の証人の取調べの際にその機会を与えられたかを記載する。
 - (2) 本人に対する質問の際に立会い又は質問の機会を与えられた者がある場合には、「（ 回）」に、何回その機会を与えられたかを記載する。
 - (3) 検証の際に立会いの機会を与えられた者がある場合には、「（ 回）」に、何回その機会を与えられたかを記載する。
 - (4) 「鑑定」のうち「(1)当事者からの鑑定書の提出」には、裁判所の命じた鑑定人は含まない。
「(2)裁判所における鑑定」については、その結果を口頭で報告させた場合には、立会いの機会を与えられた者及び回数を証人の例に準じて括弧内に記載する。
 - (5) 「その他の事実の取調べ」については、例えば、証拠書類、証拠物等（原裁判記録を除く。）を取り調べた場合には、その取り調べた事項及び内容を

具体的に記載する。

6 「原裁判記録等の取寄せ」

別紙様式の 6 の(1)及び(2)の各「☐その他（ ）」には、記録等の送付がなかった理由又は取寄せ依頼をしなかった理由を簡潔に記載する。

7 「備考」

別紙様式の 1 から 7 までについて記載を補充すべき事項又は審理状況に関して特に参考となる事項があれば記載する。